

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年4月5日
【届出者の氏名又は名称】	エス・エイチ ジャパン・エルピー (S-H Japan, L.P.)
【届出者の住所又は所在地】	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマン KY1-9005、ケイマン諸島 (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 岩倉 正和
【代理人の住所又は所在地】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル 西村あさひ法律事務所
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(03) 5562 - 8500 (代表)
【事務連絡者氏名】	弁護士 志賀 裕二 弁護士 田原 吏
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) 本書中の「公開買付者」とは、エス・エイチ ジャパン・エルピーをいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社西武ホールディングスをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合は、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注5) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。)をいいます。

(注6) 本書中の「株券」とは、株式に係る権利をいいます。

(注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとし、

(注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

(注9) 本書提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)に関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとし、本公開買付けに関する書類の一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとし、

(注10) 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、他の法域における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。

1【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

公開買付者が平成25年3月12日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部及び添付書類に訂正及び追加すべき事項がありますので、法第27条の8第1項及び第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(3) 本公開買付けの目的及び本公開買付け成立後の経営方針等

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

届出当初の期間

(3) 買付予定の株券等の数

5 買付け等を行った後における株券等所有割合

7 応募及び契約の解除の方法

(1) 応募の方法

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等

届出日の前々日又は前日現在の預金

買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

(3) 決済の方法

(4) 株券等の返還方法

11 その他買付け等の条件及び方法

(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

第2 公開買付者の状況

2 会社以外の団体の場合

(1) 団体の沿革

(3) 団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額

公開買付届出書の添付書類

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

I 公開買付届出書

訂正箇所には下線を付しております。

第1【公開買付要項】

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

< 前略 >

今般、サーベラス・グループは、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、取締役・監査役の追加選任の提案を通じて、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することにより対象者の企業価値を向上させ、ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益を確保・向上させることが必要であるとの見地から、これを迅速かつ適切に実施するにあたって、対象者の筆頭株主であるサーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示すために、公開買付者による本公開買付けを通じて、対象者普通株式をサーベラス・グループとして若干買い増すことを決定いたしました。

サーベラス・グループは、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、これらの目的を達成するための具体的な施策を策定・推進していきたいと考えており、本公開買付けは、対象者普通株式を若干買い増すものに過ぎず、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものではありません。もっとも、対象者が非上場会社であるものの有価証券報告書提出会社であること、及び、サーベラス・グループが現在保有する議決権保有割合（対象者は平成24年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しているため、第8期第3四半期報告書（平成25年2月14日提出）に記載された平成24年9月30日時点での対象者普通株式に係る議決権の総数（341,817個）に10を乗じて得た数（3,418,170個）に対する保有議決権の割合をいいます。以下同様です。）が32.44%であり、金融商品取引法上公開買付けによることが必要とされる3分の1の要件に非常に近接していることの結果として、株式の若干の買増しであっても公開買付けの手続を実施することが法律上義務付けられているため、サーベラス・グループは、公開買付者による本公開買付けを通じて、対象者普通株式の当該買増しを行うものです。そして、上記のとおり本公開買付けは対象者普通株式の過半数を取得することを目的とするものではなく、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で行うものであるため、買付予定数の上限をサーベラス・グループによる本公開買付け後の議決権保有割合が36.44%となる株数（124,567,899株）から、サーベラス・グループが保有する株数（110,895,199株）を控除した13,672,700株（議決権保有割合4%）に設定しております。なお、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。また、本公開買付けにおける対象者普通株式の1株あたりの買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は1,400円としていますが、後記4(2)記載のとおり、かかる本公開買付価格は対象者の前身である西武鉄道株式会社（以下「西武鉄道」といいます。）の上場廃止前の東京証券取引所における売買株価に対するプレミアムを含んだものであり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様には非上場株式である対象者普通株式の売却の機会を提供するものです。

なお、サーベラス・グループは、本公開買付けの開始に先立ち、平成25年3月6日に対象者の後藤高志代表取締役社長（以下「後藤氏」といいます。）と面談し、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値向上のための具体的な施策を策定・推進することが必要であるという観点から、(a)対象者普通株式の若干の買増し及び後記(3)の取締役の追加選任の提案を行う意向であること、並びに、(b)対象者普通株式の買増しについては対象者が有価証券報告書提出会社であることの帰結として法令上の義務に従い公開買付けの方法による予定であることを直接伝えました。

対象者による意見表明は、法の定める期間内において、対象者の正式な意思決定手続を経てなされるものであるため、サーベラス・グループによる上記提案に対する対象者の正式な見解は現時点では得られておりません。しかしながら、本公開買付けは、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものではなく、取締役・監査役の追加選任を通じて対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することにより、対象者の企業価値を向上させることを目的とするものです。サーベラス・グループとしては、本公開買付けは対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益の確保・向上に資するものであると強く確信しており、対象者が本公開買付けに対して賛同の意見を表明して頂けるものであると強く期待しております。そして、サーベラス・グループは、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で本公開買付けを行うものであり、平成25年6月に予定されている対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に向けて、対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様に対して、サーベラス・グループのかかる意思を可能な限り速やかにお伝えすべきであると考え、上記提案に対する対象者の返答を得られる前に、本公開買付けを開始することを決定いたしました。繰り返しになりますが、サーベラス・グループとしては、対象者の意見表明に係る法定の期間内におい

て、対象者がサーベラス・グループの意図を十分に理解され、賛同の意見表明をして頂けるものであると強く期待しております。

(訂正後)

<前略>

今般、サーベラス・グループは、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、取締役・監査役の追加選任の提案を通じて、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することにより対象者の企業価値を向上させ、ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益を確保・向上させることが必要であるとの見地から、これを迅速かつ適切に実施するにあたって、対象者の筆頭株主であるサーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示すために、公開買付者による本公開買付けを通じて、対象者普通株式をサーベラス・グループとして買い増すことを決定いたしました。

サーベラス・グループは、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、これらの目的を達成するための具体的な施策を策定・推進していきたいと考えており、本公開買付けは、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものでも、対象者を子会社化することを目的とするものでもありません。もっとも、対象者が非上場会社ではあるものの有価証券報告書提出会社であること、及び、サーベラス・グループが現在保有する議決権保有割合（対象者は平成24年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しているため、第8期第3四半期報告書（平成25年2月14日提出）に記載された平成24年9月30日時点での対象者普通株式に係る議決権の総数（341,817個）に10を乗じて得た数（3,418,170個）に対する保有議決権の割合をいいます。以下同様です。）が32.44%であり、金融商品取引法上公開買付けによることが必要とされる3分の1の要件に非常に近接していることの結果として、株式を買い増すためには公開買付けの手続を実施することが法律上義務付けられているため、サーベラス・グループは、公開買付者による本公開買付けを通じて、対象者普通株式の当該買増しを行うものです。そして、詳細は後記(3)「本公開買付けの目的及び本公開買付け成立後の経営方針等」に記載のとおり、本公開買付けは対象者普通株式の過半数を取得することを目的とするものでも、対象者を子会社化することを目的とするものでもなく、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で行うものであるため、買付予定数の上限をサーベラス・グループによる本公開買付け後の議決権保有割合が44.67%となる株数（152,695,199株）から、サーベラス・グループが保有する株数（110,895,199株）を控除した41,800,000株（議決権保有割合12.23%）に設定しております。なお、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（41,800,000株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

また、本公開買付けにおける対象者普通株式の1株あたりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）は1,400円としていますが、後記4(2)「買付け等の価格」に記載のとおり、かかる本公開買付け価格は対象者の前身である西武鉄道株式会社（以下「西武鉄道」といいます。）の上場廃止前の東京証券取引所における売買株価に対するプレミアムを含んだものであり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様には非上場株式である対象者普通株式の売却の機会を提供するものです。

なお、サーベラス・グループは、本公開買付けの開始に先立ち、平成25年3月6日に対象者の後藤高志代表取締役社長（以下「後藤氏」といいます。）と面談し、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値向上のための具体的な施策を策定・推進することが必要であるという観点から、(a)対象者普通株式の若干の買増し及び後記(3)「本公開買付けの目的及び本公開買付け成立後の経営方針等」に記載のとおり、取締役の追加選任の提案を行う意向であること、並びに、(b)対象者普通株式の買増しについては対象者が有価証券報告書提出会社であることの帰結として法令上の義務に従い公開買付けの方法による予定であることを直接伝えました。

対象者による意見表明は、法の定める期間内において、対象者の正式な意思決定手続を経てなされるものであるため、サーベラス・グループによる上記提案に対する対象者の正式な見解は平成25年3月12日の本書提出日時点では得られておりませんでした。しかしながら、本公開買付けは、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものでも、対象者を子会社化することを目的とするものでもなく、取締役・監査役の追加選任を通じて対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化することにより、対象者の企業価値を向上させることを目的とするものであることから、サーベラス・グループとしては、本公開買付けは対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益の確保・向上に資するものであると強く確信しており、対象者が本公開買付けに対して賛同の意見を表明して頂けるものであると強く期待しておりました。そして、サーベラス・グループは、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で本公開買付けを行うものであり、平成25年6月に開催される予定の対象者の定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に向けて、対象者の株主、従業員、顧

客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様に対して、サーベラス・グループのかかる意思を可能な限り速やかにお伝えすべきであると考え、上記提案に対する対象者の返答を得られる前に、本公開買付けを開始することを決定いたしました。

サーベラス・グループは、上記後藤氏との面談の後も、対象者の代理人に対して、複数回に亘り、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、そしてそれによる対象者の企業価値の向上に向けて、胸襟を開いた協議を可及的に速やかに行わせて頂きたいこと、さらには対象者からのご要望があれば対象者の取締役候補者としてサーベラス・グループがご提案申し上げている五味廣文氏（元金融庁長官、元株式会社プライスウォーターハウスクーパース総合研究所理事長）等に同席頂けるよう調整させて頂くことを書面で伝えました。

また、対象者が平成25年3月14日に設置した「上場に向けたガバナンス推進有識者会議」（以下「本有識者会議」といいます。）に対しても、サーベラス・グループが、本公開買付け及び新たな取締役の追加選任が対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びにそれによる対象者の企業価値の向上に資すると確信するに至った経緯や背景を是非とも十分にご説明申し上げたいと考え、同月22日に本有識者会議のメンバーの皆様に対して、直接のご説明及びご協議の機会を与えて頂きたいこと、またその際にはご要望があれば五味廣文氏等に同席頂けるよう調整させて頂くことを述べた書簡を送付いたしました。

それにもかかわらず、対象者及び本有識者会議は残念ながらサーベラス・グループとの協議の申し出に何ら応じることなく、対象者は、同月26日開催の取締役会において、本公開買付けに反対する旨の意見表明を行うことを決議し、同日その旨の意見表明報告書を提出しました。同意見表明報告書においては、公開買付者に対して質問権の行使がなされたことから、公開買付者は同年4月2日に対質問回答報告書を提出いたしました。

サーベラス・グループは、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で本公開買付けを行うものであり、対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益の確保・向上に資するものであると強く確信しており、対象者及び本有識者会議のメンバーの皆様にはサーベラス・グループの真意を正しくご理解頂ければ、必ず本公開買付けに賛同して頂けるものであると強く期待しているため、引き続き、対象者との間の真摯な協議の実施を含め対象者のご理解が得られるよう努めて参存です。

(3) 本公開買付けの目的及び本公開買付け成立後の経営方針等

(訂正前)

このような状況の下、対象者は、平成24年3月1日、3ヶ年計画である「西武グループ中期事業計画」を公表し、「厳しい事業環境が今後も続くことを想定して、長期的な事業基盤の確立とグループの強みを絶対的な強みへと強化・成長させていくために、更なる効率性の追求を主軸とした取り組みと、既存事業とのシナジー創出を目的とした新たなビジネスモデルの育成に努める」ことを宣言しました。

サーベラス・グループとしても、かかる中期事業計画の達成が対象者の企業価値ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等全てのステークホルダーの皆様の利益の向上につながるものと考えており、当該中期事業計画の初年度にあたる平成24年度の公表済み業績予想も対象者の現経営陣の下で達成されるものと期待しています。そして、サーベラス・グループとしては、同計画の実現をより確実なものとし、それに加えて対象者の更なる企業価値の向上を図るためには、その前提として、十分なコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムを構築した上で、対象者が保有する幅広い分野における極めて価値の高い事業や資産を最大限有効活用し、その本源的・潜在的価値を十分に引き出すことが必要であると考えています。

そこで、サーベラス・グループは、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上を迅速かつ効果的に実行するための具体的な施策を策定・推進するに際しては、現経営陣がこれまでに培ってきた知見やリーダーシップに加え、多種多様な専門的知見や経験を有する取締役・監査役に新たに経営陣に参加して頂き、その知見や経験に裏打ちされた独自の視点で、現経営陣とは異なる立場での徹底した議論に基づき、真に対象者の企業価値ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等全てのステークホルダーの皆様の利益に資する経営判断を行うことが最善の方法であり、そのためには、本定時株主総会において、かかる専門的知見及び経験を有する取締役・監査役を対象者の現経営陣に追加して選任することが有益かつ適切であると考えに至りました。現時点においては、サーベラス・グループは、元金融庁長官であり、元株式会社プライスウォーターハウスクーパース総合研究所理事長である五味廣文氏、元日本郵政公社総裁であり現株式会社商船三井相談役である生田正治氏、元日興シティグループ証券株式会社取締役会長であり現株式会社あおぞら銀行取締役である白川祐司氏の合計3名を対象者の取締役として推薦する予定であり、各候補者から既に内諾を得ております。これらの候補者は、何れもそれぞれの専門分野に関する卓越した専門的知見と深い経験を有する方々であり、サーベラス・グループとしては、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の更なる向上を目指す上で最適な人材であると確信しております。また、サーベラス・グループは、これらの取締役候補者の他に、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上に最適であると考えられる取締役・監査役の追加選任の提案を行う予定であり、これらの候補者の追加選任により対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制全体の改善・強化及びその持続的な発展並びに企業価値の確保・向上を実現させることを企図しております。なお、サーベラス・グループは、本定時株主総会におけるこれらの候補者の対象者の取締役・監査役への選任のために、必要に応じて会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）に基づく株主提案権を行使することを検討しております。

このように、サーベラス・グループは、新たな取締役・監査役の追加選任を通じて対象者に対して今後も更なる支援と助言等を行うことが、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上、ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益の確保・向上に繋がると考え、また、取締役・監査役の追加選任の提案に際してはサーベラス・グループによる株主としての対象者の経営への関与を高めることが妥当であると考えたことから、本公開買付けを通じて対象者普通株式を買い増すことを決定いたしました。なお、サーベラス・グループは、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、取締役・監査役の追加選任を通じた対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上のための具体的な施策を策定・推進していきたいと考えており、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするのではなく、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で本公開買付けを行うものであるため、買付予定数の上限をサーベラス・グループによる本公開買付け後の議決権保有割合が36.44%となる株数（13,672,700株・議決権保有割合4%）に設定しております。なお、買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

<後略>

(訂正後)

このような状況の下、対象者は、平成24年3月1日、3ヶ年計画である「西武グループ中期事業計画」を公表し、「厳しい事業環境が今後も続くことを想定して、長期的な事業基盤の確立とグループの強みを絶対的な強みへと強化・成長させていくために、更なる効率性の追求を主軸とした取り組みと、既存事業とのシナジー創出を目的とした新たなビジネスモデルの育成に努める」ことを宣言しました。

サーベラス・グループとしても、かかる中期事業計画の達成が対象者の企業価値ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等全てのステークホルダーの皆様の利益の向上につながるものと考えており、当該中期事業計画の初年度にあたる平成24年度の公表済み業績予想も、対象者の現経営陣の下で達成されるものと期待していましたが、しかしながら、対象者は、平成25年3月26日、当該業績予想の下方修正と共に、当該中期事業計画の公表から1年余りであるにもかかわらず、目標水準を実質的に1年先延ばしにする内容を含む新たな中期事業計画を公表しました。サーベラス・グループとしては、対象者が株式上場を目指して準備を進めている中でこのような業績予想の下方修正及び中期事業計画の見直しがなされたことに非常に驚くと共に、このような状況は、対象者の全てのステークホルダーの皆様にとって極めて残念なものであると考えております。

サーベラス・グループとしては、このような状況を受けて、対象者の中長期的な企業価値の向上を図るためには、その前提として、十分なコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムを構築した上で、対象者が保有する幅広い分野における極めて価値の高い事業や資産を最大限有効活用し、その本源的・潜在的価値を十分に引き出すことが必要であるという考えを更に強く持っております。

そこで、サーベラス・グループは、かかる目的を迅速かつ効果的に達成するための具体的な施策を策定・推進するに際しては、現経営陣がこれまでに培ってきた知見やリーダーシップに加え、多種多様な専門的知見や経験を有し、また対象者から独立した取締役・監査役に新たに経営陣に参加して頂き、その知見や経験に裏打ちされた独自の視点に基づき、現経営陣とは異なる立場での徹底した議論を行うことによって経営判断を行うことが最善の方法であると考えに至りました。また、そのためには、本定時株主総会において、かかる専門的知見及び経験を有する取締役・監査役を対象者の現経営陣に追加して選任することが有益かつ適切であると考えに至りました。サーベラス・グループは、平成25年3月12日の本書提出日時点では、五味廣文氏、生田正治氏及び白川祐司氏の合計3名を対象者の取締役として推薦する予定であり、更に対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上に最適であると考えられる取締役・監査役の追加選任の提案を行う予定である旨を開示いたしました。

そして、サーベラス・グループは、その後も、対象者から提出された意見表明報告書の内容も踏まえ、より一層対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化の必要性を感じるに至りました。そこで、サーベラス・グループは、対象者の全てのステークホルダーの利益に資する取締役・監査役の候補者を鋭意検討し、最終的に、多種多様な専門的知見や経験を有し、対象者の企業価値の更なる向上を図る上で最適な取締役候補者として以下の8名を、また、それぞれの専門分野に関する豊富な専門的知見と実務経験を有する監査役候補者として以下の2名を推薦することといたしました。なお、各候補者からは既に対象者の取締役・監査役への就任の内諾を得ております。

(取締役候補者)

- ・五味廣文氏(元金融庁長官・元株式会社プライスウォーターハウスクーパース総合研究所理事長)
- ・白川祐司氏(元日興シティグループ証券株式会社取締役会長・現株式会社あおぞら銀行取締役)
- ・江尻隆氏(弁護士)
- ・宇野紘一氏(公認会計士)
- ・ジェームズ・ダンフォース・クエール氏(元アメリカ合衆国副大統領、現株式会社あおぞら銀行取締役、現サーベラス・グローバル・インベストメンツ・エルエルシー 会長)
- ・ジョン・W. スノー氏(元アメリカ合衆国財務長官、現サーベラス・キャピタル・マネジメント・エルピー 会長)
- ・ルイス・J. フォスター氏(現株式会社あおぞら銀行取締役、現サーベラス・キャピタル・マネジメント・エルピー シニアマネージングディレクター)
- ・スタン・ブラウン氏(現株式会社プリンスホテル取締役)

(監査役候補者)

- ・村田守弘氏(公認会計士)
- ・志賀裕二氏(弁護士)

これらの候補者は、何れもそれぞれの専門分野に関する卓越した専門的知見と深い経験を有する方々であり、サーベラス・グループとしては、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の更なる向上を目指す上で最適な人材であると確信しております。また、サーベラス・グループが推薦する対象者の取締役は、サーベラス・グループが推薦した対象者の既存の取締役のうち本定時株主総会で改選期を迎えない1名と併せると、対象者の定款に規定された取締役の定員である18名の半数の9名となります。そのうちの4名は、現在又は過去においてサーベラス・グループの役員等であったことはなく、サーベラス・グループから独立した立場にあります。したがって、サーベラス・グループは、対象者の取締役会の意思決定をコントロールする意図を何ら有しておらず、上記のとおり、あくまで対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びにそれによる企業価値の向上を目的として、上記の取締役及び監査役の追加選任をご提案申し上げるものです。

サーベラス・グループは、対象者にサーベラス・グループの真意を正しくご理解頂き、上記の取締役及び監査役の追加選任を会社提案として本定時株主総会の議案として頂くことを強く期待しております。しかしながら、対象者から提出された意見表明報告書の内容を踏まえ、これらの候補者の選任を法的に確実に本定時株主総会の議案にして頂くために、念のため平成25年4月5日付で会社法(平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第303条第1項に基づく株主提案権を行使し、以上の8名の取締役及び2名の監査役の選任を本定時株主総会の目的とすることを対象者に請求すると共に、同法第305条第1項に基づき、その議案の要領を株主に通知することを対象者に求めました。なお、サーベラス・グループは、上記の取締役及び監査役の追加選任を会社提案として本定時株主総会の議案として頂けるのであれば、かかる株主提案権の行使等は撤回いたします。

このように、サーベラス・グループは、新たな取締役・監査役の追加選任を通じて対象者に対して今後も更なる支援と助言等を行うことが、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上、ひいては対象者の株主、従業員、顧客、債権者等の全てのステークホルダーの皆様の利益の確保・向上に繋がると考え、また、取締役・監査役の追加選任の提案に際してはサーベラス・グループによる株主としての対象者の経営への関与を高めることが妥当であると考えたことから、本公開買付けを通じて対象者普通株式を買い増すことを決定いたしました。なお、サーベラス・グループは、対象者の現経営陣との協力関係をより緊密にしながら、取締役・監査役の追加選任を通じた対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制の強化、並びに企業価値の向上のための具体的な施策を策定・推進していきたいと考えており、対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものでも、対象者を子会社化することを目的とするものでもなく、サーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う意思を有していることを示す目的で本公開買付けを行うものであるため、買付予定数の上限をサーベラス・グループによる本公開買付け後の議決権保有割合が44.67%となる株数(41,800,000株・議決権保有割合12.23%)に設定しております。なお、平成25年3月12日の本書提出日時点では、買付予定数の上限を13,672,700株(議決権保有割合4%)に設定しておりましたが、この度、以下の理由により、買付予定数の上限をサーベラス・グループによる本公開買付け後の議決権保有割合が44.67%となる株数(41,800,000株・議決権保有割合12.23%)に引き上げることといたしました。

まず、上記(1)「本公開買付けの概要」に記載のとおり、同月26日、対象者から反対の意見表明報告書が提出され、サーベラス・グループの真意を対象者に未だ十分にご理解頂くことができていないことを認識するに至りました。そこで、サーベラス・グループは、これまで長期に亘り対象者に対して行ってきた1,000億円にも上る多額の投資に加えて、更に約600億円にも上る追加投資を行うことで、サーベラス・グループが、対象者のコーポレート・ガバナンス及び内部統制を強化し、それによって全てのステークホルダーの利益となるように対象者の中長期的な企業価値を向上させたいと真摯に考えていること、ひいてはサーベラス・グループが対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う確固たる意思を強く有していることをより明確に表明する必要があると考えました。

また、本公開買付け開始後、当初の想定を超える多くの株主の皆様からのお問い合わせがあり、株主の皆様が対象者普通株式の売却を望まれるにもかかわらず、応募に係る株券等の合計数が買付予定数の上限を上回り、あん分比例の方式による計算が行われる結果として、株主の皆様の応募に係る株券等の全部又は一部が買付け等の対象とならない可能性が高まったため、サーベラス・グループとしては、可能な限り多くの株主の皆様には非上場株式である対象者普通株式の売却の機会を提供することが必要であると考えました。

そこで、サーベラス・グループは、買付予定数の上限を41,800,000株(議決権保有割合12.23%)に引き上げることといたしました。なお、公開買付者が上記買付予定数の上限に相当する数の対象者普通株式を取得した場合には、サーベラス・グループの議決権保有割合は44.67%となります。しかしながら、本公開買付けは、その上限の数値からも明らかのように、

対象者の買収、すなわち、対象者普通株式の過半数の取得を目的とするものでも、対象者を子会社化することを目的とするものでもありません。上記のとおり、サーベラス・グループは、対象者に対して今後も継続的な支援と助言等を行う確固たる意思を強く有していることをより明確に表明する目的で、本公開買付けを行うものです。

買付予定数の下限は設定しておりませんので、応募株券等の総数が買付予定数の上限（41,800,000株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。

< 後略 >

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	平成25年3月12日(火曜日)から平成25年4月23日(火曜日)まで(30営業日)
公告日	平成25年3月12日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	平成25年3月12日(火曜日)から平成25年5月17日(金曜日)まで(45営業日)
公告日	平成25年3月12日(火曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)

(注) 平成25年3月12日の本書提出日時点では、買付け等の期間を同年4月23日までとしておりましたが、後記7(1)「応募の方法」に記載のとおり、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社から保有株数等証明書等の発行を受けるためには事務処理に一定の日数を要し、その他応募書類の準備には2週間程度を要することも考えられるため、買付け等の期間を同年5月17日までに延長いたしました。(なお、「保有株数等証明書等」及び「その他応募書類」は、後記7(1)「応募の方法」に定義されます。)

(3)【買付予定の株券等の数】

(訂正前)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
13,672,700(株)	- (株)	13,672,700(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(13,672,700株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(13,672,700株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式(対象者の1単元の株式数は100株です。)も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(訂正後)

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
41,800,000(株)	- (株)	41,800,000(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の上限(41,800,000株)以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限(41,800,000株)を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

(注2) 対象者が保有する自己株式については、本公開買付けを通じて取得する予定はありません。

(注3) 単元未満株式(対象者の1単元の株式数は100株です。)も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合は、対象者は法令の手に従い公開買付け期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

(訂正前)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	136,727
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年3月12日現在)(個)(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年3月12日現在)(個)(g)	1,108,950
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	3,418,170
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	4.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j + (b-c) + (e-f) + (h-i)) \times 100$)(%)	36.44

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数13,672,700株に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年3月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 対象者は平成24年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しておりますが、変更後における対象者普通株式に係る議決権の総数は公表されていないため、「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、公表された数値として入手可能な直近の数値である対象者の第8期第3四半期報告書(平成25年2月14日提出)に記載された平成24年9月30日時点での対象者普通株式に係る議決権の総数(341,817個)に10を乗じて得た数(3,418,170個)を記載しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

(訂正後)

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	418,000
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	-
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	-
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年3月12日現在)(個)(d)	1
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	-
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	-
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年3月12日現在)(個)(g)	1,108,950
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	-
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	-
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	3,418,170
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	12.23
買付け等を行った後における株券等所有割合 ($(a+d+g) / (j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100$)(%)	44.67

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数41,800,000株に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成25年3月12日現在)(個)(g)」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数を記載しております。

(注3) 対象者は平成24年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株に変更しておりますが、変更後における対象者普通株式に係る議決権の総数は公表されていないため、「対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)」は、公表された数値として入手可能な直近の数値である対象者の第8期第3四半期報告書(平成25年2月14日提出)に記載された平成24年9月30日時点での対象者普通株式に係る議決権の総数(341,817個)に10を乗じて得た数(3,418,170個)を記載しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しています。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

(訂正前)

本公開買付けにおいては、対象者が株券発行会社でないため、株券に代わる株主の地位の証明手段として、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の請求により対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社から発行される株主の保有株数等を証明する書面（以下「保有株数等証明書等」といいます。）を応募書類といたします。なお、本書提出の日である平成25年3月12日以降の時点の株主名簿記載事項を証明している「保有株数等証明書等」をご提出ください（平成25年3月12日より前の時点の株主名簿記載事項を証明する「保有株数等証明書等」では本公開買付けの応募の受付は行いません。）。

また、対象者は株券発行会社ではないため、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け後に、応募株主等と共同して株主名簿の名義書換を請求しなければなりません。したがって、本公開買付けにおいては、対象者への届出印を押印した（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6か月以内の原本）を添付した）「株式名義書換請求書」を応募書類といたします（上記の形式を具備しない「株式名義書換請求書」では本公開買付けの応募の受付は行いません。）。

以上のとおり、応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社から発行される平成25年3月12日以降の時点の株主名簿記載事項を証明する「保有株数等証明書等」、並びに当該「保有株数等証明書等」に記載されている株主名及び住所を記載のうえ対象者への届出印を押印した（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6か月以内の原本）を添付した）「株式名義書換請求書」（以下「その他応募書類」といいます。）を添えて、公開買付期間の末日の15時までに、個人の場合には公開買付代理人のカスタマーサポートセンターにおいて、法人の場合で公開買付代理人に口座を有している場合には当該口座の取扱店、法人の場合で公開買付代理人に口座を有しておらず、新規に口座を開設する場合には公開買付代理人の東京法人第一部において応募してください。

なお、応募株主等は応募の時点及び公開買付期間終了時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されている必要があります。当該各時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されていない応募株主等については、本公開買付けの応募の受付は行いません。

(訂正後)

本公開買付けにおいては、対象者が株券発行会社でないため、株券に代わる株主の地位の証明手段として、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）の請求により対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社から発行される株主の保有株数等を証明する書面（以下「保有株数等証明書等」といいます。）を応募書類といたします。なお、本書提出の日である平成25年3月12日以降の時点の株主名簿記載事項を証明している「保有株数等証明書等」をご提出ください（平成25年3月12日より前の時点の株主名簿記載事項を証明する「保有株数等証明書等」では本公開買付けの応募の受付は行いません。）。

また、対象者は株券発行会社ではないため、公開買付者は、対象者に対し、本公開買付け後に、応募株主等と共同して株主名簿の名義書換を請求しなければなりません。したがって、本公開買付けにおいては、対象者への届出印を押印した（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印を、法人の場合には法人印を押印して、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6か月以内の原本、なお、当該印鑑証明書と対象者の株主名簿に記載された住所・氏名が一致している必要があります。）を添付した）「株式名義書換請求書」を応募書類といたします（上記の形式を具備しない「株式名義書換請求書」では、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等は行いません。）。（なお、本公開買付けは、下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」に記載のとおり、応募株券等の総数が買付予定数の上限（41,800,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。したがって、「株式名義書換請求書」記載事項のうち「名義書換請求総株式数」は、応募株券等の総数が判明した後に確定することとなるため、空欄のまま応募してください。詳細については、公開買付代理人にお問い合わせ下さい。）

以上のとおり、応募株主等は、公開買付代理人所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社から発行される平成25年3月12日以降の時点の株主名簿記載事項を証明する「保有株数等証明書等」、並びに当該「保有株数等証明書等」に記載されている株主名及び住所を記載のうえ対象者への届出印を押印した（届出印を紛失等された場合には、個人の場合には実印、法人の場合には法人印を押印し

て、当該実印・法人印に係る印鑑証明書（交付日から6か月以内の原本）を添付した）「株式名義書換請求書」（以下「その他応募書類」といいます。）を添えて、公開買付期間の末日の15時までに、個人の場合には公開買付代理人のカスタマーサポートセンターにおいて、法人の場合で公開買付代理人に口座を有している場合には当該口座の取扱店、法人の場合で公開買付代理人に口座を有しておらず、新規に口座を開設する場合には公開買付代理人の東京法人第一部において応募してください。

なお、みずほ信託銀行株式会社から保有株数等証明書等の発行を受けるためには事務処理に一定の日数を要し、その他応募書類の準備には2週間程度を要することも考えられるため、応募を検討される株主の皆様はお早めに公開買付代理人までご連絡ください。

また、応募株主等は応募の時点、公開買付期間終了時点、及びみずほ信託銀行株式会社による株主名簿の名義書換の時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されている必要があります。公開買付者が、公開買付期間終了後直ちに、本公開買付けの応募を受け付けた株券等に係る「株式名義書換請求書」をみずほ信託銀行株式会社に対して交付した後に、当該各時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されていないことが判明した応募株主等については、当該応募株主等の応募に係る株券等の買付け等を行いません。

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	19,141,780,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	270,000,000
その他(c)	10,000,000
合計(a) + (b) + (c)	19,421,780,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(13,672,700株)に本公開買付価格(1,400円)を乗じて得られた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(訂正後)

買付代金(円)(a)	58,520,000,000
金銭以外の対価の種類	-
金銭以外の対価の総額	-
買付手数料(b)	330,000,000
その他(c)	20,000,000
合計(a) + (b) + (c)	58,870,000,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(41,800,000株)に本公開買付価格(1,400円)を乗じて得られた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

(訂正前)

種類	金額(千円)
プライムブローカレッジ預金口座	<u>20,000,000</u>
計(a)	<u>20,000,000</u>

(訂正後)

種類	金額(千円)
プライムブローカレッジ預金口座	<u>59,713,749</u>
計(a)	<u>59,713,749</u>

(注) 小数点以下を四捨五入しています。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

(訂正前)

20,000,000千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(訂正後)

59,713,749千円 ((a) + (b) + (c) + (d))

(注) 小数点以下を四捨五入しています。

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

平成25年5月20日 (月曜日)

(訂正後)

平成25年6月10日 (月曜日)

(3) 【決済の方法】

(訂正前)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。

(訂正後)

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の住所又は所在地宛に郵送します。

買付け等は、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。なお、決済の開始は、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を条件とします。具体的には、公開買付者は、公開買付期間終了後直ちに応募株券等の総数を確定し、本公開買付けによる買付けの対象となる株券等に係る「株式名義書換請求書」を、対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に対して交付し、みずほ信託銀行株式会社から、当該名義書換が完了した旨の通知を受けて、本公開買付けにより買付けられた株券等に係る株主名簿の名義書換の完了を確認した後、名義書換が完了した応募株主等を対象として、決済の開始日（平成25年6月10日（月曜日））に決済を開始します。なお、応募株主等から公開買付者に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る権利が移転する時点（上記の名義書換が完了した時点）と応募株主等に対して本公開買付けにより買付けられた株券等に係る売却代金の支払いが開始される時点（平成25年6月10日（月曜日））との間に、一定の時間を要する可能性があります。対象者が非上場会社であり、かつ株券発行会社でないことに伴い必要となる事務処理に要する時間に起因するものです。また、上記8(2)「買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」に記載のとおり、公開買付者の預金口座には買付け等に要する資金に充当しうる十分な金額の預金が存在し、公開買付者は本公開買付けによる対象者の株式の取得及び保有のみを事業目的として設立されたりミテッド・パートナーシップであり、本公開買付けに係る決済以外に当該預金を用いることはないため、株主名簿の名義書換が完了したにもかかわらず株主の皆様が売却代金を受け取れなくなることはありません。

(4) 【株券等の返還方法】

(訂正前)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」に記載の条件に基づき応募株券等の一部を買付けないこととなった場合には、公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（13,672,700株）を超える部分については、買付け等を行いません。なお、対象者は株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。また、その他応募書類についても、応募株券等の一部について買付け等を行うため、返還されません。

< 後略 >

(訂正後)

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」に記載の条件に基づき応募株券等の一部を買付けないこととなった場合には、公開買付者は、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（41,800,000株）を超える部分については、買付け等を行いません。なお、対象者は株券発行会社ではなく、株券を発行していないため、返還される株券は存在しません。また、その他応募書類についても、応募株券等の一部について買付け等を行うため、返還されません。

< 後略 >

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

(訂正前)

応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（13,672,700株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

< 中略 >

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の端数の部分がある場合は当該1単元未満の端数）減少させるものとし、但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

(訂正後)

応募株券等の総数が買付予定数の上限（41,800,000株）以下の場合には、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の総数が買付予定数の上限（41,800,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

< 中略 >

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の端数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた端数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に1単元未満の端数の部分がある場合は当該1単元未満の端数）減少させるものとし、但し、切り上げられた端数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主等を決定します。

なお、公開買付期間終了後直ちに、本公開買付けの応募を受け付けた株券等に係る「株式名義書換請求書」を対象者の株主名簿管理人であるみずほ信託銀行株式会社に対して交付した後に、応募株主等が応募の時点、公開買付期間終了時点、又はみずほ信託銀行株式会社による株主名簿の名義書換の時点において、対象者の株主名簿に株主として記載又は記録されていないことが判明した等の理由により応募株券等の総数に変動が生じた場合には、変動後の応募株券等の総数を基準として、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

第2【公開買付者の状況】

2【会社以外の団体の場合】

(エス - エイチ ジャパン・エルピー)

(1)【団体の沿革】

(訂正前)

エス - エイチ ジャパン・エルピーは、平成25年2月21日付で、ケイマン諸島法に基づき組成及び登録された、プロモントリア・ホールディング・フィフティースックス・ビー・ヴィー (Promontoria Holding 56 B.V.) を有限責任組合員、エス - エイチ ジャパン・ジーピー・エルエルシー (S-H Japan GP, LLC) を無限責任組合員とするリミテッド・パートナーシップです。

(訂正後)

エス - エイチ ジャパン・エルピーは、平成25年2月21日付で、ケイマン諸島法に基づき組成及び登録された、プロモントリア・ホールディング・フィフティースックス・ビー・ヴィー (Promontoria Holding 56 B.V.) 及びエス - エイチ ジャパン・インベスター・リミテッド (S-H Japan Investor Limited) を有限責任組合員、エス - エイチ ジャパン・ジーピー・エルエルシー (S-H Japan GP, LLC) を無限責任組合員とするリミテッド・パートナーシップです。

(3)【団体の出資若しくは寄付又はこれらに類するものの額】

(訂正前)

氏名又は名称	住所又は所在地	出資額
エス - エイチ ジャパン・ジーピー・エルエルシー	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマンKY1-9005、ケイマン諸島	200,000,000円
プロモントリア・ホールディング・フィフティースックス・ビー・ヴィー	オランダ王国パールン市 3743ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ16	19,800,000,000円

(訂正後)

氏名又は名称	住所又は所在地	出資額
エス - エイチ ジャパン・ジーピー・エルエルシー	インタートラスト・コーポレート・サービスズ(ケイマン)リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマンKY1-9005、ケイマン諸島	119,427,498円
プロモントリア・ホールディング・フィフティースックス・ビー・ヴィー	オランダ王国パールン市 3743ケイエヌ オウデユトレヒツェヴェーグ16	55,555,572,502円
<u>エス - エイチ ジャパン・インベスター・リミテッド</u>	<u>アイルランド共和国 ダブリン 2 ハーコート・ストリート ハーコート・センター ヨーロッパハウス 3階 インタートラスト・マネジメント(アイルランド)リミテッド</u> 気付	<u>4,038,749,039円</u>

公開買付届出書の添付書類

公開買付者は、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったため、平成25年4月5日に「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行い、平成25年4月6日にその旨を日本経済新聞に掲載する予定です。したがって、当該「公開買付条件等の変更の公告」を公開買付開始公告の変更として本公開買付届出書の訂正届出書に添付いたします。

また、本公開買付けについて買付条件等の変更を行ったことに伴い預金残高証明書及び定款に準ずる書面を添付書類として追加すると共に、平成25年3月12日付で提出した公開買付届出書の添付書類の委任状を差し替えます。